

家庭的保育事業等運営規程

事業所名 家庭的保育事業 佐野吏紗

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

- ・ 保育を必要とする子どもを預かり、子ども一人一人の発達段階に応じたきめ細かな保育を行うことを目的とする。
- ・ 生後57日目からの乳幼児を家庭的環境の中で保育する。

(2) 運営の方針

- ・ 落ち着いた温もりのある雰囲気の中で、一人一人を受け止めながら、健康で明るく過ごせる環境にする。
- ・ 一人一人の成長に応じた保育をし、自ら保育の質の評価を行い、常に改善を目指す。
- ・ 保護者とのコミュニケーションを十分に取しながら、信頼関係を築いていく。
- ・ 公園など、外遊びに出かけて行き、地域のさまざまな年齢の方と交流する機会をもつ。

2 提供する保育の内容

- ・ 子どもの最善の利益を考慮するとともに、保護者が安心して子どもを託せるよう家庭的で温かな保育を目指す。
- ・ 家庭的な雰囲気の中で、異年齢の子どもたちが、きょうだいのような関係を体験しながら、一緒に成長する中で、優しい心、思いやりの心が育つような保育を目指す。
- ・ 一人一人の欲求が十分に満たせるよう睡眠や食事などのときに適切な援助を行う。
- ・ 子どもが少し難しいことにもじっくりと挑戦し、達成感と満足感を得られるように関わる。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職員数 6名

職種・職務の内容等については、別紙「職員一覧表」のとおり

4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

提供を行う日	月曜日から土曜日
提供を行う時間	・ 保育標準時間認定に係る保育時間(10時間20分) 7時30分 から 17時50分まで
	・ 保育短時間認定に係る保育時間(8時間) 9時00分 から 17時00分まで
提供を行わない日	日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日

5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

費用の種類(名称)	理由(徴収の目的)	金額
日本スポーツ振興センター 共済掛金	万一の怪我等に備えて	年額 250円

6 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

区分等	3号認定子ども		
	0歳児	1・2歳児	
利用定員	1名	4名	
	合計 5名		
事業所内保育事業 におけるその他の 乳幼児の定員	名	名	名
	合計 名		

- 7 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (1) 当事業所は、「子ども子育て支援法」（以下法とする）第19条第1項第2号又は第3号に該当するものとして支給認定（保育認定）を受けた乳幼児の利用について、北九州市が行う利用の調整及び、要請に対し、「北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」第41条により、できる限り協力する。
 - (2) 当事業所は、北九州市が行う利用調整の結果に基づき、保育の提供を開始する。
 - (3) 当事業所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、利用契約書を交わす。
 - (4) 本事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了する。
 - ① 当該支給認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき
 - ② 保護者が「子ども子育て支援法施行規則」第1条の5各号に定める事由のいずれかに該当しなくなったとき
 - ③ 当事業所における保育を希望しなくなったとき
 - (5) 当事業所以外の保育所等の利用を希望する場合は、居住地を管轄する福祉事務所長に対し、「保育利用先変更申請書兼利用調整申込書」を提出する。
- 8 緊急時等における対応方法
- 保育の提供中に、利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の措置を講じる。
 - 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
 - 事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。
- 9 非常災害対策
- 消火器などの消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震などの非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害に対し日頃から注意を払い、月一回以上訓練を行う。
 - 保護者には、緊急避難場所・緊急時連絡方法を事前に説明すると共に、保育室の出入り口に掲示し、周知する。
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- (1) 利用乳幼児の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講ずる。
 - ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ② 職員による利用乳幼児に対する虐待等の行為の禁止
 - ③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - ④ その他虐待防止のために必要な措置
 - (2) 虐待を受けたと思われる利用乳幼児を発見した場合は、「児童虐待対応連携マニュアル」にそって、適切な連携機関に通告する。
- 11 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項
- (1) 保険の加入について
 - ① 加入保険の種類・・・ (i) 賠償責任保険 (ii) 傷害保険 (iii) 災害共済給付制度 (保護者同意の上加入 保護者負担金有り)
 - ② 保険の内容 (i) 被保険者が、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任問われた際に給付される。 (ii) 子どもが学校の管理下において被る障害への補償のために被保険者に給付される (iii) 子どもが学校の管理下において「ケガ」などをした際に保護者に対して給付される
 - ③ 保証金額 (i) 身体障害 1名につき100,000千円/1事故につき500,000千円 財物損壊 1事故につき1,000千円 (ii) 死亡後遺障害 1名あたり3000千円 入院保険金日額 5000円 通院保険日額 3000円 (iii) 医療費 医療保険並の療養に要する費用の額4/10(ただし、

高額療養費の対象となる場合は別)
障害見舞金 4000万円～88万円(3770万円～82万円)
(通園中の災害の場合別)
死亡見舞金 1400万円～3000万円

(2) 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- ①利用乳幼児の世帯に関する情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用する。
- ②当事業所の職員は、業務上知り得た乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持する。
- ③職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

付則

この規程は平成29年4月1日から施行する

付則

この規程は平成30年4月1日から施行する

付則

この規程は平成31年4月1日から施行する

付則

この規程は令和2年4月1日から施行する

付則

この規程は令和3年2月19日から施行する

付則

この規程は令和3年2月24日から施行する

付則

この規程は令和4年2月27日から施行する

付則

この規程は令和5年2月1日から施行する

付則

この規程は令和5年4月1日から施行する

付則

この規程は令和6年4月1日から施行する

付則

この規程は令和7年4月1日から施行する

付則

この規程は令和8年4月1日から施行する